

(仮称) 流山市広告物条例(素案)及び流山市景観条例の
一部を改正する条例(案)に関する意見交換会

開催記録

1 開催日時及び場所

日 時：平成30年6月22日(金) 18時30分から19時50分
場 所：流山市役所第2庁舎3階 303・304会議室

2 出席者

(1) 来場者 11名

(2) 職員

都市計画課 長橋課長、駒木根課長補佐、松田係長、向山主査、
西山技師、佐藤技師

3 会議次第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議題

(1) (仮称) 流山市広告物条例(素案)に関する説明

(2) 流山市景観条例の一部を改正する条例(案)に関する説明

(3) 意見交換

4. 閉会

4 意見交換の概要

<市による説明>

意見交換に先立ち、市より説明を行った。

説明においては、別紙（「(仮称)流山市広告物条例（素案）の概要」）を配布し、スクリーンに要点を表示したうえで、内容説明を行った。

<意見交換>

参加者 A :

条例制定の目的の「基準や手続きを一本化すること」がなぜ「良質なまちをつくる」ことにつながるのか。

松田係長 :

千葉県屋外広告物条例（以下「県条例」と略す。）は「許可」手続きに対し、流山市景観条例・景観計画（以下「景観条例・景観計画」と略す。）は「届出」行為であり、景観計画で定めている事項が守られないことがある。（仮称）流山市広告物条例（素案）（以下「市条例」と略す。）を制定し、基準や手続きを一本化することによって、これまで届出であった部分を許可手続きとし、強制力を持たせることで、景観計画の目的が達成されることから、良質なまちづくりにつながる。

参加者 A :

流山市が考える「良質なまち」とはどのようなものか。

松田係長 :

当市の都市イメージとして「都心から一番近い森のまち」を掲げている。景観計画では一定規模以上の建築や開発を行う場合は、緑化をふんだんにして頂くこととしている。緑あふれる落ち着いた街並みをつくることで市民の皆様が住み続けたいまち、また、市外の方々が住んでみたいと思うまちを目指している。

参加者 A :

広告物についてどのように考えているか。

松田係長 :

広告物も景観を形成する要素の一つであり、落ち着いた街並みや、秩序ある

景観となるようにしたいと考えている。

参加者 A :

第 1 種、3 種、4 種規制地域においては、自己用広告物以外は掲出不可なのか。

松田係長 :

第 1 種、3 種、4 種規制地域は、景観計画における景観計画重点区域（以下「重点区域」と略す。）に該当し、景観計画では、「屋外広告物は自己用に限る」と定め、これまで約 10 年間運用してきている。このことから、市条例制定後も掲出不可とする方針である。

参加者 A :

国土交通省が出している「屋外広告物ガイドライン運用上の参考事項」の中で、「公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれを掲出する物件については、近隣の施設や店舗等を案内する民間の案内誘導広告物についてもその基準を定め、当該案内誘導広告物の統一化を誘導することが望ましい。」とある。自家用に限定するのは、ガイドラインに沿っていないのではないか。

松田係長 :

重点区域では、屋外広告物は自己用に限ると定め、約 10 年間運用してきたが、その効果は徐々に表れてきていると感じており、適正な制限であったと考えているため、基準を設けていない。

参加者 A :

規制が厳しすぎると、広告主や広告業者が市条例の制限についていけず、黙って違反広告物を設置してしまう危険性があると思われるので、必要最低限の適用除外は必要ではないか。

松田係長 :

必要に応じて再考することも検討する。

参加者 B :

市条例で屋上広告塔が設置できない区域である第 3 種、4 種規制地域に、屋上広告塔が既に設置されている場合、3 年という経過措置期間で是正することは難しい。この点は、どのように考えているのか。

松田係長：

3年間で是正して頂きたいというお願いも含めてこのような経過措置期間を設けている。

参加者B：

県道5号線の流山街道沿いは多数の店舗があることから、例えば5号線沿いの第4種と第5種規制地域の境界を100mほど西側へセットバックしてほしい。そうでなければ、市条例に不適合の屋上広告物が多数出てきてしまう。

松田係長：

当該区域については、平成24年から景観条例・景観計画で屋上広告物の掲出を禁止している。既に6年経過していることから、3年の経過措置期間で是正するものとする。

参加者B：

手数料について、市条例の別表で、「建築物に表示し、又は設置する屋外広告物等、建築物から独立した屋外広告物等」は、「一面又は一基につき8,500円」とあるが、サイズに関係なく、1つ8,500円となるのか。

松田係長：

そのように考えている。これまでは、5㎡毎に2,000円の加算となっていたが、許可事務を行う上で、表示面積の大小によって事務量は大きく変わらないことから、種類によって統一する方向で考えている。

参加者B：

独立広告物は、1基あたりの金額なのか。例えば、板面が何面あっても1基分なのか。

松田係長：

詳細は検討中だが、独立広告物については、板面が何面あっても1基ごとに手数料を徴収することを想定している。

参加者C：

建築基準法に規定される工作物の建築確認が必要とされる屋外広告物は、建築確認がなされているかどうかを、どのようにチェックするのか。

長橋課長：

建築部局と連携し、チェックする体制を整える。また、屋外広告物の許可申請の事前協議の段階でも、注意喚起やチェックを行う。

参加者C：

工作物の建築確認を取っていない広告物は、許可の対象にならないのか。

長橋課長：

建築基準法上の違反であるから、建築基準法の中で取締りを行う。屋外広告物の許可はおろすことになるが、建築確認済証及び完了検査済証の取得を許可条件とするなどして、建築部局と連携していく。

参加者C：

大規模な屋外広告物等の管理者の要件について、県条例では屋外広告物の講習会を受講した者が、管理者になるケースがある。市条例では、この要件が規定されておらず、要件が厳しいと考えるが、この点どのように考えているか。

松田係長：

この素案では、大規模な屋外広告物等の管理者の要件は、県条例と同じになるように規定している。管理者の要件については、県条例と異なっているのであれば、県条例と同様となるよう検討させて頂く。

参加者C：

第5種地域については、県条例で規定されている広告物相互間の距離について鉄道等までの距離の制限がないということによいのか。

松田係長：

市条例には組み込まない。

参加者A：

色彩制限が非常に厳しいが、コーポレートカラーや商標登録についても同様の規制をかけるのか。適用除外はないか。

松田係長：

コーポレートカラーや商標登録も含めて基準を超える色彩の使用は表示面積の2分の1までである。これは、景観計画の中でこれまで指導しているとお

りであり、市条例でも同様とする。

参加者 A :

3年間という経過措置期間は短い。10年や20年は必要と考える。是正するにあたり保障等はあるのか。

松田係長 :

保障は予定していない。

参加者 A :

保障がないのであれば、経過措置期間は最低でも4、5年と長めてもらわないと、ついていけない。例えば、費用がなくて3年間で是正することができない場合、どうしたらよいか。

長橋課長 :

市としては、条例を制定する以上は、条例に基づき、是正指導を粛々と進めていくことになる。是正できない場合は事業者名の公表等もありえるが、事前に協議をする等、慎重に対応をしたいと考える。

参加者 A :

なぜ経過措置期間が3年なのか。

松田係長 :

許可の最長期限が3年であるからである。

参加者 B :

既存広告物については、既得権を認め是正対象外とする考えはないのか。

松田係長 :

現段階では、そのような考えはない。

参加者 B :

現段階というと、考えを変える可能性はあるのか。

松田係長 :

パブリックコメントや意見交換会でご意見頂いたものについては、庁内で議

論をさせて頂く。

参加者B：

パブリックコメントで出た意見に対して議論した回答をもらえるのか。

松田係長：

パブリックコメント手続きの意見に対しては、その内容と市の考え方を、市のホームページで公開する。

参加者D：

特定屋内広告物の制限は、業種・業態によらず一律なのか。特例のようなものを検討できるのか。

松田係長：

業種・業態によって数値基準を変えるということは考えていない。商品そのものが見える状態になっているなど、広告物に該当しないものもある。これは、特例ではなく、広告物ではないという考えである。

長橋課長：

例えば、車のディーラーに飾ってある車そのものは、商品であり広告物ではない。しかし、車のポスターは広告物である。開口部の1/10という制限は、条例施行規則で定める。今後、1/10が良いのかどうか、規則を定める中で検討する。条例施行規則で制限する数値基準は、広告物審議会の意見を聞いたうえで定めることとなる。この広告物審議会には、広告事業者の方、市民の方にも委員として入っていただく。

参加者C：

素案の逐条解説に「開口部の内側の面から2mを超えて表示されるものは、特定屋内広告物ではない」とあるが、2mを超えていれば問題ないのか。

長橋課長：

問題ない。2mは、廊下の幅を想定したもので、開口部の面から2mを超えているものは、建物内部の人に向けられた広告物であると考える。

参加者C：

エリアマネジメントの手法を制度設計の中で盛り込んで頂けると幸いであ

る。

長橋課長：

エリアマネジメントも含めて、広告物の重要性については我々も認識しているため、いろいろと議論させて頂きたい。

参加者 A：

県条例にある、相互間距離に関して、新たに建てようと思っても違反広告物があるせいで建てられず、更に違反して広告を出すケースが多々ある。違反広告物に対して、どのように考えているか。

松田係長：

基本的な考え方は県条例と変わらない。違反広告物は、まず是正や撤去をされるべきである。その上で適正な手続きを行い、広告物を設置する必要がある。これは市条例においても同じである。

参加者 A：

同じような考え方では、県条例の二の舞を踏むのではないか。

松田係長：

頂いた意見を参考にさせて頂く。

以 上